

コーポレートカード不発行に関する特約

第1条（目的）

本特約は、次条で定義するティーエスキュービックコーポレートカードを当社がコーポレート会員に発行する場合の取扱いについて定めるものとする。本特約に定めのない事項は、本特約が付帯する「コーポレートカード取扱いに関する規約」（以下「原契約」という）及びティーエスキュービックカード会員規約（以下「会員規約」という）の定めに従うものとする。なお、本特約において使用する用語は特に定めのない限り原契約及び会員規約に従うものとする。

第2条（本特約に定めるティーエスキュービックコーポレートカード）

1. 本特約に基づき発行されるティーエスキュービックコーポレートカードは、当社所定の支払機能を具備する会員番号、有効期限等の通知のみを行い、物理的なクレジットカードを発行しないカードレス形式（以下「不発行カード」という）とする。
2. 不発行カードの有効期限は5年とし、有効期限の更新は前項同様にカード自体は不発行とし、その他は会員規約の定めによるものとする。

第3条（不発行カードの利用条件）

1. 不発行カードは、当社所定の加盟店、利用方法、条件、及び決済にのみ利用できるものとし、その他の会員規約に定める方法では利用できないものとする。
2. 国際ブランドを付帯しないブランドレス不発行カードについては、当社所定の加盟店、利用方法、条件、及び決済にのみ利用できるものとする。
3. 前2項に定める方法以外で利用された場合も、その利用代金の支払はすべてコーポレート会員が負担するものとする。

第4条（本特約に定める不発行カードの運営に関する業務）

不発行カードの運営に関し、コーポレート会員及び当社は原契約の定めに加え以下の業務を行うものとする。

（コーポレート会員の業務）

- ⑥会員番号、有効期限及び会員名義等、当社からの通知物の受領及び保管
- ⑦会員番号、有効期限及び会員名義等、通知物の適正な管理

（当社の業務）

- ⑥コーポレート会員に対する不発行カードの内容通知
- ⑦会員に関する入会・諸変更、退会等の登録及び管理

第5条（カード使用者の部署名義の入退会）

1. コーポレート会員は、不発行カードにおいては、原契約及び会員規約にかかわらずコーポレート会員をカード使用者とすることによりコーポレート会員の部署名などカード使用者の名称（以下「会員名義」という）を任意で指定することができる。
2. コーポレート会員において指定された名義での入会申込書は、総括責任者又は総括責任者が選任

するものが記入をし、総括責任者の届出印を捺印のうえ、これを当社に提出する。

3. 本条の定めにより会員名義を指定した場合、総括責任者は本特約、原契約及び会員規約の定めを遵守し、不発行カードを管理するものとします。なお、コーポレート会員は、総括責任者が違反した場合、当社に対して責任を負うものとする。
4. 不発行カードの退会申込書は、コーポレート会員は当社所定の「退会申込書」に必要事項を総括責任者又は総括責任者が選任するものが記入し、総括責任者の届出印を捺印のうえ、これを当社に提出する。

第6条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は第2条の定める会員番号等をカード使用者に通知し、会員の不発行カードの利用を許諾する。なお、当社は不発行カードの利用を停止することができ、会員規約に定める資格喪失及びカードの利用停止と同様とする。
2. 不発行カードは当社が会員に通知したカード使用者本人のみが利用することができるものとする。
3. 会員は、不発行カードの使用権及び第2条に基づき通知された会員番号・有効期限等の事項を会員は善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、カード使用者本人以外の者（以下「他人」という）に、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・預託等のために移転・通知等することはできないものとする。
4. 会員が本条の定めに違反し、当社から通知した事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべてコーポレート会員が負担するものとする。